

所管部課	企画財政部 財政課	部長	並木 俊則		
件名	東大和市り災救助基金条例の一部を改正する条例について				
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>「東大和市旧日立航空機株式会社変電所基金条例」の制定に伴い、一般会計予算に係る他の基金条例について内容の整合性に関する見直しを行い、加えて、今後の財政運営における透明性の推進を図ることとした。</p> <p>り災救助基金条例については、「設置」の内容を見直し、「繰替運用」の規定を新たに加えるため、条例の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な内容（詳細は裏面のとおりに）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1条（設置）を次の内容に一部改正する。 「天災事変等の非常災害による東大和市の被災者の救助に必要な資金を積み立てるため、基金を設置する。」 ・第5条（繰替運用）として次の内容を加える。 「市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。」 ・その他各基金条例との条文構成や文言等の整合性を図る。 <p>(2) 施行日 平成28年10月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰替運用の規定の明確化に伴い、歳計現金の不足等に十分対応できる。 ・各基金条例との条文構成や文言等の整合性が図られる。 					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) 文書課審査済					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等) 平成28年第3回市議会定例会に議案として提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。